○財務省令第八号

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百六条第一項及び第百四十三条並びに国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第十条第四項の規定に基づき、歳入歳出外の国庫内移換に関する規則及び債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

歳入歳出外の国庫内移換に関する規則及び債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令

（歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部改正）

第一条　歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（移換手続） **第二条**　各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、次に掲げる場合において国庫内の移換のため国庫金の払出しをしようとするときは、国庫金振替書（国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令（昭和四十三年大蔵省令第五十一号）第一号書式又は財政融資資金出納及び計算整理規則の規定に基づき財務大臣が定める書式（令和元年財務省告示第四十六号）別紙第二号書式の国庫金振替書をいう。以下同じ。）を発し、これを日本銀行（本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）に交付し、又は送信（財政融資資金出納及び計算整理規則（昭和四十九年大蔵省令第二十二号）第二条第四号に規定する送信をいう。以下同じ。）しなければならない。 ［一～三十六　略］ 三十七　法第二百二十一条の規定により自動車検査登録勘定において自動車事故対策勘定に属する現金を繰替使用し、又は法第十五条第六項の規定によりこれを返還するとき ［三十八・三十九　略］ **第三条**　前条第一号から第二十七号まで（第五号の三中歳出の金額に戻し入れる場合及び第六号中資金を日本銀行に交付する場合を除く。）、第二十九号から第三十一号まで、第三十三号から第三十九号までに掲げる場合において発する国庫金振替書には、振替先としてその資金繰入れを受ける取扱庁名を記載し、又は記録し、かつ、次の区分により、その払出科目及び受入科目を記載し、又は記録しなければならない。 ［一～三十二　略］ 三十三　前条第三十七号に掲げる場合において、自動車事故対策勘定に属する現金を繰替使用するときには、払出科目として「何年度、自動車安全特別会計自動車事故対策勘定、歳出外、繰替」、受入科目として「何年度、自動車安全特別会計自動車検査登録勘定、歳入外、繰替」、これを返還するときには、払出科目として「何年度、自動車安全特別会計自動車検査登録勘定、歳出外、繰替」、受入科目として「何年度、自動車安全特別会計自動車事故対策勘定、歳入外、繰替」 ［三十四・三十五　略］ ［2～4　略］	（移換手続） **第二条**　各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、次に掲げる場合において国庫内の移換のため国庫金の払出しをしようとするときは、国庫金振替書（国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令（昭和四十三年大蔵省令第五十一号）第一号書式又は財政融資資金出納及び計算整理規則の規定に基づき財務大臣が定める書式（令和元年財務省告示第四十六号）別紙第二号書式の国庫金振替書をいう。以下同じ。）を発し、これを日本銀行（本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）に交付し、又は送信（財政融資資金出納及び計算整理規則（昭和四十九年大蔵省令第二十二号）第二条第四号に規定する送信をいう。以下同じ。）しなければならない。 ［一～三十六　同上］ 三十七　法第二百二十一条の規定により自動車検査登録勘定において保障勘定に属する現金を繰替使用し、又は法第十五条第六項の規定によりこれを返還するとき ［三十八・三十九　同上］ **第三条**　前条第一号から第二十七号まで（第五号の三中歳出の金額に戻し入れる場合及び第六号中資金を日本銀行に交付する場合を除く。）、第二十九号から第三十一号まで、第三十三号から第三十九号までに掲げる場合において発する国庫金振替書には、振替先としてその資金繰入れを受ける取扱庁名を記載し、又は記録し、かつ、次の区分により、その払出科目及び受入科目を記載し、又は記録しなければならない。 ［一～三十二　同上］ 三十三　前条第三十七号に掲げる場合において、保障勘定に属する現金を繰替使用するときには、払出科目として「何年度、自動車安全特別会計保障勘定、歳出外、繰替」、受入科目として「何年度、自動車安全特別会計自動車検査登録勘定、歳入外、繰替」、これを返還するときには、払出科目として「何年度、自動車安全特別会計自動車検査登録勘定、歳出外、繰替」、受入科目として「何年度、自動車安全特別会計保障勘定、歳入外、繰替」 ［三十四・三十五　同上］ ［2～4　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。